ボランティア用ごみ袋の使用について

ボランティア用ごみ袋は、奉仕による<u>清掃活動(道路や河川などの清掃・草刈り等)で収</u>集したごみを処理するため、市から特別に配布をしています。

最近、このごみ袋の使用について、家庭から出るごみを入れてごみステーションに出すなど不適切な事案を確認していますので、ボランティア用ごみ袋を使用される際は下記事項をご確認のうえ、適切にご使用いただきすようお願い申し上げます。

記

- ・<u>地域のイベント(祭事・食事会等)や家庭から出るごみには、ボランティア用ごみ袋を使用することができません。</u>
- ・<u>ごみステーションに出す際には、口元を十字にしっかり縛ってください。</u>市が収集するまでの間に、生ごみなどの家庭ごみを入れ込む悪質な事案が発生しています。
- ・団体名欄に、必ず名前または団体名をご記入のうえご使用ください。 例:若草 太郎、〇〇自治会、〇〇老人会など
- ・収集車の火災を防止するため、燃やせるごみ・燃やせないごみの分別を徹底してください。
- ・<u>ごみの量が多い場合(目安は6袋以上)は、担当課までご連絡をお願いします。</u> ごみステーションに一度に大量に出されますと、通常の収集業務に支障が出るため収集で きない場合がありますのでご協力ください。
 - ※市が委託する清掃業務等(公園や公民センターなど)によるごみ収集は、契約先の各担 当課へ直接ご連絡ください。
 - ※指定管理者制度により、公の施設を管理する事業者または団体が、その施設の管理のために清掃を行う場合は、事業系一般廃棄物専用ごみ袋をご使用ください。(施設周辺の道路清掃等は除きます。)



今後も、美しい街づくりにご協力をお願いします。

【連絡先】

関市役所生活環境課 ☎0575-22-3131 (内線 1153)